

参 考 資 料

この「参考資料」は、入札参加者の適正、迅速な見積もりに資するための資料であり、契約約款第１条にいう設計図書ではない。

従って「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

千 葉 県